

令和6年度市民まちづくり活動促進テーブル

第4回本部委員会

会 議 録

日 時：2024年12月19日（木）午後3時開会
場 所：札幌エルプラザ 2階 会議室1・2

1. 開 会

○事務局（川村市民自治推進課長） 本日は、お忙しいところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、令和6年度市民まちづくり活動促進テーブル第4回本部委員会を開催させていただきます。

なお、池田委員と妻倉委員からは欠席のご連絡をいただいております。

本日のこの会議は、いつもどおり公開で行われており、後ろの席に市民やマスコミの方がいらっしゃることもあります。また、この会議の内容は、後日、札幌市のホームページに会議録として掲載することになります。そのため、各席に録音するための機器を接続したマイクを置かせていただいておりますので、発言される際はマイクを使うようよろしくお願いいたします。

続きまして、皆様のお手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

別紙1の次第、別紙2の配席図、資料1の助成申請、実績報告等について、資料2の分野指定助成の助成回数制限の見直し・令和7年度テーマ指定助成について、資料3の第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗状況について、参考1のさぽーとほっと基金令和5年度年報、参考2のさぽーとほっと基金助成内容一覧です。

お手元がない資料がございましたらお知らせをいただければと思います。

それでは、ここから議事に入っていきますので、進行を倉知委員長にお願いしたいと思います。

2. 議 事

○倉知委員長 こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議題1のさぽーとほっと基金の見直しについてから進めていきます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 本日は、まず初めに、さぽーとほっと基金の見直しに関しまして、資料1について事務局から説明させていただき、その後、ご審議をいただきたいと思っております。

その後、次年度の募集に向けて、資料2の分野指定助成の助成回数制限、令和7年度テーマ指定助成についてを説明させていただき、最後に、議題2である第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗状況について資料3でご報告させていただきたいと思っております。

それでは、お手元にお配りした資料1-1の助成申請、実績報告等についてをご覧ください。また、お配りしました参考資料2には助成制度の概要をまとめておりますので、適宜、ご参照ください。

まず、左上の現状・課題をご覧ください。

助成申請、実績報告等の課題についてですが、申請書等の不備への対応が団体、事務局

ともに負担となっております。また、任意様式での申請を認めていることなどにより、事業の内容や経費が分かりづらくなってしまい、審査がしにくいといった課題があります。

そこで、事務局としましては、資料1-1にある申請方法の見直しや様式、必要書類の見直しを行うほか、資料1-2のとおり、一部の助成対象経費の見直しを行いたいと考えております。助成対象経費については次年度の検討事項としておりましたが、今回の様式などの見直しに合わせ、ここに掲載している一部の経費について先行して議論をお願いしたいと考えております。

では、資料1-1の1の申請方法の見直しをご覧ください。

事務局では、申請方法として、申請書類の提出方法と書類の書き方について見直しを行いたいと考えております。

表の左側の現状を書いておりますが、現在はメール、持参、郵送の3種類の方法を認めています。このうち、最も多いメールでの提出については、申請団体によるメールアドレスの入力誤りが発生しているほか、札幌市では添付ファイルの容量が4メガバイトを超える大きなサイズのメールは受信できないというシステム上の制限があり、団体がメールを送付しても事務局が受信できないといったことが発生しております。また、持参や郵送により提出される申請書の中には、手書きによるものもあり、読みづらいものがあったり、不備の修正等があった場合に団体、事務局ともに負担が大きくなったりしております。そこで、右側の見直し案についてですが、申請方法をスマート申請に統一し、申請書はデータ入力とすることとしたいと考えております。

このスマート申請とは、株式会社グラファーが提供しているオンライン申請のプラットフォームです。こちらは、クラウドサービスで、札幌市だけでなく、他の自治体でも利用されております。

右側が画面イメージです。

団体は、オンライン上で団体名や住所などの基本情報を入力した後、この後にご説明する申請様式のファイルを添付して申請を行うこととなります。

申請者は、スマートフォンやパソコンからいつでも申請することができ、申請が完了したことについて確認することもできます。また、添付できるファイルの容量も大きく、メールのように容量オーバーのために申請できないということは起こらないと考えております。

なお、スマート申請での操作に不安がある団体については、こちらのエルプラザにあります市民活動サポートセンターでフォローを受けることができます。

このスマート申請の導入により、データ入力による申請書提出が原則となることから、不備の修正が団体、事務局ともに簡単になり、審査に向けてスムーズな準備を行うことが可能になると考えております。

次に、下段の2の様式・必要書類の見直しをご覧ください。

事務局では、様式の見直し、実績報告時の書類提出の方法、そして、団体登録時の必要

書類の見直しを考えております。

まず、様式の見直しについてですが、表の左側の現状では、申請や実績報告の様式について、現在は複数のファイルに分かれており、その種類もワードやエクセルが混在しています。また、スタートアップ助成、分野指定助成、テーマ指定助成、団体指定助成の4種類の助成について、助成の種類により少しずつ異なる様式としております。また、申請書は、自由記載欄が多く、任意様式での申請も認めているところです。

様式が複数のファイルに分かれていることによって必要書類の提出漏れがあったり、例えば、ファイルによって事業名が異なっていたりするといったことが起きております。

また、任意様式での申請の場合、記載の内容が十分でなかったり、審査のポイントが不明瞭であったりするために事業や経費の内容が把握しにくく、審査に支障が生じております。

そこで、右側の見直し案についてですが、右側のイメージのように、様式を一つのエクセルファイルにまとめ、これまで助成の種類によって少しずつ異なっていた様式や必要書類を統一し、助成の種類が変わっても同じ様式で申請できるようにしたいと考えております。また、新しい様式では、選択方式の項目を増やすほか、任意様式での申請は、原則、認めないこととしたいと考えております。

これにより、必要書類の提出漏れや記載漏れを防ぎ、団体の申請に係る負担を軽減できるほか、審査において申請事由や経費の内容を把握しやすくすることで効率的な審査が可能になると考えております。

なお、必要書類の見直しの一つとして、団体概要書の提出を不要とし、変更があった場合にのみ変更届を提出させることとしたいと考えております。団体概要書については、ほとんどの団体から毎回同じ内容が提出される一方で、団体の書類作成の負担になっているほか、事務局でも前回提出分から変更があるかどうかの確認に時間を要しております。そのため、団体から登録内容に変更があった場合に届出をさせる方法に見直したいと考えております。

続いて、実績報告についてです。

事業実施報告書を提出する際には団体が支払った経費に関する領収書のコピーを併せて提出するように求めています。提出時には領収書を現金出納帳の番号順に並べ、領収書に番号をつけるように団体をお願いしているところですが、その取扱いが徹底されず、領収書が番号順に並べられていなかったり、領収書が重なり合っていて必要事項が読み取れなかったりということが多くの団体で発生しております。

事務局としましては、団体に領収書といった証憑書類の管理を適切にさせていただいて、報告時のルールを徹底してもらいたいと考えておまして、領収書の添付の台紙を導入しまして、台紙に貼った領収書をコピーして提出するというを団体をお願いしたいと考えております。

最後に、団体登録についてです。

現在、団体の登録時には代表者の本人確認は行っておらず、団体の中には代表者名が活動するときの通称名になっていることがあります。こうした団体については助成金の交付時に代表者名と通帳の名前が一致していないということで代表者名が通称名であったことが判明するため、その都度、事務局から団体に確認を行っております。

そこで、今後新たに団体登録を行うところについては、団体登録時に代表者の住民票のコピーの添付を求め、本人確認を行った上で本名での登録を行うこととしたいと考えております。

次に、資料の二つ目の資料1-2をご覧ください。

3段目の助成対象経費の見直しのところです。

今ご説明いたしました様式等の見直しに合わせまして、次の三つの経費について取扱いを整理、見直しをしたいと考えております。

まず、一つ目は、旅費、交通費についてです。

左側の現状をご覧ください。

現在、旅費の内容に制限はなく、公共交通機関のほか、ガソリン代、タクシー代、レンタカー代、高速道路料金、グリーン料金、ビジネス料金の特別料金についても助成対象経費とされる場合があります。この点について、グリーン料金やビジネス料金は事業の実施に必要と認められないほか、ガソリン代については、利用実態の確認が困難で、走行距離とガソリン代が比例していないなど、疑義が生じるケースもあります。

そこで、右側の見直し案についてですが、旅費については、原則、公共交通機関による経済的かつ合理的な経路による料金とし、ガソリン代は単価を22円と定め、対キロ制という距離に応じた計算による料金としたいと考えております。

なお、この22円という単価ですが、札幌市の職員の自家用車などによる通勤手当の金額を参考に算出したものです。

また、旅費を申請する際には、領収書に加えまして、経路や目的を記載した旅費の内訳書の提出を求め、必要性を確認することとしたいと思っております。

次に、報償費です。

報償費のうち、講師等謝礼の基準についてですが、現在、左側の表のとおり、講師の区分に応じて1時間当たりの単価の上限について細かく定めております。これを、右側の表のとおり、原則として、現状の基準の中央値を取るよう整理したいと考えております。

最後に、備品費についてです。

令和6年度に新たに始めたテーマ指定助成では、備品費を単価5万円以上でおおむね1年以上の耐久年数があるものとして、購入を申請するとき、申請書を提出する際に購入に関する理由書の添付を求めています。しかし、その他の分野指定助成や団体指定助成では、このような取扱いを行っていないため、審査をするとき、備品がなぜ必要なのかといった理由を個別に確認する必要があります。

また、実態として単価5万円以上のものが購入される事業が少なく、単価1万円から5

万円未満のものが購入される状況が多いです。そこで、備品の定義について、単価を1万円以上でおおむね1年以上の耐久年数があるものとして、金額の基準を5万円から1万円に引き下げ、また、全ての種類の助成において備品を購入するときには理由書の添付を求めるとにしたいと考えております。

最後に、制度の変更に関する周知についてです。

団体が負担なく説明できるように説明会を開催し、必要なサポートを行うほか、申請書の作成時の参考となるよう、市のホームページで説明会資料やFAQ、記載例などを公開したいと考えております。また、募集要項について、申請方法や新たなルールが分かりやすくなるように記載を工夫するほか、現在は、助成の種類に応じて、スタートアップ助成、分野指定助成、テーマ指定助成の三つの募集要項を用意しておりますが、今後は、一つの募集要項にまとめまして、一つの要綱を見れば公募助成の全体像が分かるようにしたいと考えております。

スケジュールは右側のとおりで、1月中旬から2月中旬にかけて募集を行う予定であり、1月中に説明会を開催する予定です。

以上で資料1に関する事務局からの説明を終わります。

最後になりますが、これらの様式改定や今年度にご審議をいただいた審査方法の見直しなどに関係しまして必要となる交付要綱の改正については事務局にご一任をいただければと思います。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○倉知委員長 ただいまの説明についてご質問やご意見を受けたいと思いますが、1から順番にやっていきたいと思ひます。

まず、1の申請方法の見直しについてですが、いかがでしょうか。

○上田委員 スマート申請に変えるのは大賛成ですけれども、グラファーという民間企業に委託するということでしたよね。ほかの自治体でもお使いになっしやるとのことでしたが、実際に使ってみたことはあるのでしょうか。

例えば、グーグルフォームでも思ひますけれども、やってみようとする、つくった本人は分かりやすくしたつもりでも、知らない人からしますと質問の意図が分からない、どういふ答えを求められているのかが分からないということがありますので、動かす前に全く経験の人に試行してもらふ必要があるのかなと思ひました。

また、民間会社ということで、多分、セキュリティーはちゃんとしているのだと思ひますが、情報を結構入れることになると思ひます。そのセキュリティーは確認されているか、確認したいと思ひます。

○事務局（下宮市民活動促進係長） まず、グラファーについてですが、今回の業務のために個別に委託するというものではなく、札幌市全体としてオンラインのプラットフォームの契約をしておりまして、それを利用するということになります。そして、その中でセキュリティーのことや個人情報の取扱いについては確認しておりますので、安心していた

できればと思います。

また、我々のほうで作成し、こういった動作になるかは確認しております。プラットフォームをつくってくださいと委託するのではなく、職員が自らつくるものとなります。

それから、今回入力していただく項目ですが、基本的には、団体の住所や代表者名など、基本情報ですので、そこまで複雑な操作は必要ないと考えております。

○上田委員 基本情報はすごく明確に書けると思うのですがけれども、例えば、備品について、単価1万円以上のものに関しては購入に関する理由書を書くわけですよね。そうした大事なことを漏れなく書けるのかなど、微妙なものがあると思うのです。それを分かっていない人に確認するテストが必要なのではないかということです。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今回は、スマート申請とは言っているものの、基本的に、申請書について、今はワードですが、それがエクセルになるだけです。ですから、団体の方としては、今までと同じように入力したものを提出する方法としてオンライン申請を使っていただくということです。

ですから、何かの質問に対して入力してもらおうというわけではないということです。あくまでも提出する場所がこれに変わるということです。

○上田委員 スマート申請のフォームで答えていくものがもともとの申請様式となるということですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今回、スマート申請の画面では、団体の基本情報しか入力しません。

○倉知委員長 私も事前に説明を聞いたときにイメージが湧かなかったのですが、このスマート申請というのは簡易登録みたいな感じのものなのです。つまり、本当に入り口のものなので、その簡易登録みたいなものをスマート申請でやっていいかという大枠を確認しているということで、中身についてはこの後になってきます。

まず、1の申請方法の見直しです。

今までメールや郵送や持参とあり、面倒くさかったものについて、スマート申請という方法にしましょう、この方法でいいですかということです。ですから、これについてこうだったら、ああだったらという細かいところは議論すべきではないと思います。

○上田委員 そういうことなら分かりました。

○事務局（川村市民自治推進課長） スマート申請のシステムを使って入力していただく項目というのは、下宮も言いましたけれども、団体名などの基本情報のみで、この画面にあるものだけで、7項目だけです。

上田委員が気にしていられるのは、今まで申請書に書いていたような内容をスマート申請で入力するのかということだったかと思うのですが、そうではなく、今までどおり、団体の方が自分たちでつくってもらい、それをスマート申請の様式に添付して提出してもらおうということで、スマート申請のフォームで何かを入力しなければならないということではありません。

また、申請する様式についてです。

今まではワードやエクセルなどに分かれていたのですけれども、それをエクセルに統一し、しかも、それをシートに分けます。ですから、ファイル一つを添付すれば終わりという感じです。

○上田委員 イメージは湧きました。私が早とちりをしていたかと思います。

ただ、全てをエクセルシートにするとマック、アップルの人は困りませんか。エクセルのアプリを持っていないということもあるかなと思いました。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今回、エクセルファイルではあるのですが、グーグルのスプレッドシートでも開けることは確認しておりますので、マックの方はそれを使っただけであればよろしいかと思います。

○倉知委員長 ほかにありませんか。

○吉岡副委員長 取りあえず、右上の画面イメージの最低限の項目を入力して、あとは添付するということになると思うのですけれども、将来的にはこの画面で入力しないと次に進めないとやったほうが楽だと思うのです。いかがですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今回、初めて団体に使っていただくため、全ての項目を入れ込むのはハードルが高過ぎるかなと思い、まずは慣れていただくということで始めようと考えております。

一方、経費に関する書類などについて、このプラットフォームで入力してもらおうとなりますと大分複雑になりますので、例えば、理由を書くところはオンラインで入れていただくとしても、経費に関する計算書などはエクセルのほうが入力や確認がしやすくということがあるかと思いますので、ある程度のすみ分けは必要かなと考えております。

○吉岡副委員長 研究費のことを出すとき、理由も含め、項目をきちんと埋めないと次に進めないとになっているのです。でも、それだとお互いに楽ですので、将来的にはそうなったらいいなと思いました。

○事務局（川村市民自治推進課長） 補足いたします。

今までは、先ほども言いましたけれども、ファイルが分かれており、つじつまが合っていないところをチェックできなかったのです。しかし、今回は一つのファイルにしますので、シート間の突合ができます。ですから、ここが間違っていたらここは駄目だというエラー表示をするというようになります。

○倉知委員長 シート間は連動しているのですね。

○事務局（川村市民自治推進課長） そうです。例えば、予算の総額が事業予算の総額と次のシートで合っていないことは分かるようになるということです。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○千田委員 書類の書き方のところですか。

1の申請方法のところはマストとして、サポートセンターでのフォローについてです。基礎情報の入力で困っている方も多いかと思うのです。その様式の作成も含め、全体でフ

フォローしていくのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） エクセルの使い方が分からないという方がいたとき、その基本的な操作についてもフォローしてもらいます。何を書いたらいいかが分からないと言われると難しいところがあるのですが、こういったことを書きたいものの、どう入力したらいいかが分からないという場合はフォローします。

○千田委員 そのフォローのレベルでして、今、手書きで書かれている方はパソコンを持っていないという方もいらっしゃるのかなと思うのです。団体の方がいらっしゃる前で係の方がつくるということにはならないのでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 原則、ある程度、パソコンを触ったことがない方は申請が難しくなってしまいますので、どうしてもできない団体は相談してもらうことになります。ただ、団体の中で誰もパソコンやスマートフォンを持っていないということは考えにくいのかなと考え、導入させていただこうと思っております。

○千田委員 時代の流れもありますし、パソコンでやっていただく必要はあるかなと思いますので、そこにはご理解をいただけるかなと思います。

○倉知委員長 例えば、確定申告がありますよね。国税庁のホームページは、昔から比べるとだんだんと使いやすく進歩してきています。でも、使えないおじいさんやおばあさんがいて、相談センターで相談できるようになっているのですね。

このように、できない人もいますので、窓口的なものは、一定の時期だけでもいいのですが、置いておくことは厳しいのでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 操作の簡単なことについてはここでもフォローしますし、私どもで問合せは受け付けます。

ただ、これまでもワードやエクセルの様式に入力していただいております。今回は、提出方法がメールからオンラインに変わるというのが主なところです。また、オンライン申請についても、画面を一つずつ切り取って、こういう手順を進めてくださいということは説明会やホームページなどで公開したいと思っております。

○事務局（川村市民自治推進課長） 全くパソコンを持っていない、誰もパソコンを使えない、手書きでしか対応できないということであれば、事務局でつくって差し上げるという対応はしなければならないかなと思っております。

○倉知委員長 それでは、1についてはこの方向性でよろしいでしょうか。

○上田委員 今のフォローの話についてです。どれくらいのフォローかによるのですが、全ての入力を手伝ってというのだったら手数料を取っていいと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） ありがとうございます。

ただ、そういうわけにもいかないなので、それは仕事としてやらせていただきます。

○倉知委員長 それでは、ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 次に、2の様式、必要書類の見直しについてご質問やご意見のある方はい

らっしゃいませんか。

○上田委員 実績報告の領収書の台紙の導入については賛成です。ただ、添付台紙に貼ってコピーすることを原則するというのはPDFにするというイメージでよろしいでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 現在は、PDFではなく、領収書は、後日、郵送で出していただくことを考えております。団体にはよっては100枚や200枚になるところもありまして、それを出してもらい、事務局で印刷するとなりますとコストがかかりますので、貼ってコピーしたものを郵送していただくことを考えております。

○倉知委員長 疑義がある場合は原本を出してもらってもあるのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 原本は団体に保管してもらっていますので、そのときは実地調査で我々が見に行きます。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○上田委員 住民票の写しを団体本人確認ということでしたが、住民票はわざわざ取りに行かなくてははいけませんよね。マイナンバーカードや運転免許証で替えることはできないのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 本人確認という目的ですので、住民票に限らず、運転免許証やマイナンバーカードでも問題ない、ということにしたいと思います。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○武岡委員 領収書の件です。

今、審査をするとき、過年度の実績報告書を見ていると、領収書の向きがめちゃくちゃで、非常に見づらいのです。ですから、向きをきちんとそろえて、きれいに貼るようということを書いていただくことはできますか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 上向きか、もしくは、左寄せにするか、どちらにしてくださいということは書きたいと思います。

○倉知委員長 番号もつけるのでしたか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 台紙に貼っていただいて、ナンバーを書いていただきます。1枚に一つの領収書としますと、200枚や300枚となり、大分負担になりますので、買物のレシートのようなものは1枚の台紙に複数枚を貼っていただけて、それにナンバーを振ってもらいたいと考えております。

○武岡委員 前にも申し上げたのですけれども、子ども食堂をやる時、食材を買うことを認めています。でも、合計金額しか書いておらず、何を買ったかが分からない領収書をつけてくる団体があります。それについては内訳が載ったものを出すように、スーパーでも出せるはずですので、そういうものを出すようにということについて、添付台紙を導入するのと併せてやっていただけないかと思いました。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 内訳が分かるように、手書きの領収書だけではなく、レシートを出していただく、あるいは、レシートを発行していないような個人商店のもの

であれば内訳が書かれたものを出していただくような対応をしたいと思います。

○武岡委員 食材費が認められているのは例外的な措置で、子ども食堂をやるときだけしか認められていないはずです。このように例外として認められているものなので、正しく使っているということを確認できるようにしていただきたいと思います。

また、必要書類についてです。

従来、任意の様式で出すということが認められていたので、一番大切な事業内容のところをほかでプレゼンのときに使ったようなパワーポイント資料を何十枚もつけてくる団体があり、読むのが非常に大変ということがあったのですね。そういうことはなくなるのかなと思ったのですが、ボリュームや文字数は制限されるのでしょうか。

何百、何千文字と出されてしまうと負担に感じますので、ポイントを絞って書いていただきたいのですが、どうでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） まさに我々も同じことを考えていて、理由などを書いていただく欄については何文字程度ということに記載例に記入しておき、今、何文字が入っていますよということを表示できるようにするなど、団体には注意を促したいと思っております。

○武岡委員 細かいことばかりで申し訳ないのですが、従来の積算についてです。

収支計画書にきちんと内訳が幾らかが書いていないものがたまにあります。何々費とまとめて何十万円とあって、その内訳のところには幾つか項目が書かれてあるのですが、それぞれが幾らなのかという細かいことが書いておらず、これは幾らなのかということをおぼろげに聞いています。そういうことがないようなつくり込みはできますか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今考えているのは、それぞれの単価掛ける数量を個別に入れないと金額が出せないような様式を考えております。

○武岡委員 最後に、本人確認のところについてです。

本人確認をする理由が助成金を振り込む通帳名と通称が一致しないからということでしたよね。ただ、個人名の通帳に振り込むのはどうなのだろうと前から思っていたのです。別に法人格がなくても、任意団体であっても銀行に行けば通帳をつくれますよね。個人の通帳に振り込むのは危険を感じませんか。私は危ないなと思っています。

助成金を個人のお金と紛れさせないようにしたほうがいいと思います。助成金をもらって活動をするのであれば、スタートアップした設立から間もないところであっても、銀行に行くと団体名で通帳をつくるようにできないですか。

○吉岡副委員長 最新の状況では、そういう団体で通帳をつくるのがすごく難しくなっておりますし、無理なのではないかと思っております。そう簡単にはできないと思います。規約があったり、毎回、選挙のようなものを作って代表を選ぶということが確認されないと銀行や郵便局では作れないようです。最近やってみたのですが、こんなに厳しいのだと感じました。

○事務局（川村市民自治推進課長） 今、法人格があるところは法人名義のところが多く、

任意団体でも団体の通帳を持っているところは結構あるということでした。ただ、任意団体の通帳について、我々も親睦会で持っているのですけれども、代表者が替わったときに変えるのが結構手間なのです。

とはいえ、武岡委員がおっしゃられた視点は確かに大事だと思います。来年度から団体の通帳でなければ駄目ですとしてしまうと混乱が生じるかもしれないですが、なるべくそういう方向に移行していきたいということで促すといいますか、団体名の通帳をつくらせられ、それに振り込むことをアナウンスする準備期間として1年ないし2年を取ればいけそうな気がします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 吉岡副委員長がおっしゃっていた最近の銀行の要件がどのくらい厳しく、任意団体としてつくれるのかどうか、今、その情報がありません。そこは調べたいと思いますが、方向性としては、武岡委員がおっしゃったような方法が望ましいと思っておりますので、その方向で考えたいと思います。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、今出された意見を反映していただければと思います。

次に、3の助成対象経費の見直しについてご質問やご意見のある方はおりませんか。

○上田委員 報償費についてです。

条件として設定されたものが今までの中央値ということですよ。これは、これまでのデータをご覧になってそれがいいと思ったのか、それとも、これが妥当だと考えたのかです。

今の社会情勢を考えると人件費を上げてあげたほうがいいのかなと思っていて、例えば、大学教員であれば1万2,000円を上限としておいてはいかがですか。そして、それより低くするのは構わないとしておくのほうがいいのかなと思っておりました。

それから、団体の関係者への謝礼は認めないとなるといいなと思っていました。

また、ボランティアやアルバイトの単価も決めていただけるとうれしいです。ここで手提案されているのは6,000円ですが、それで受付業務をするのに使うという場合も出てくるのかなと思っていて、項目として増やしてほしいなと思いました。

そして、最後の特に実績が評価されている著名な方はどこでそう認めるのかは明記したほうがいいかなと思いました。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今回、報償費について、今、上田委員からお話があった関係者やボランティアへの謝礼をどうするかは議論が必要だなと我々も考えておりますが、準備不足でして、いくらが適正なのかを整理し切れておりませんので、次年度の検討事項とさせていただきたいと考えております。

また、左側の表の基準については今年度から導入したものでして、実績報告が全然来ておらず、確認が取れておりません。

○事務局（川村市民自治推進課長） 中央値にしましたけれども、上田委員がおっしゃる

ように、幅があるのは問題というか、厄介ですので、上限値にするのもありだと思っております。皆様、いかがでしょうか。

○吉岡副委員長 上限値にしたほうがいいのかどうかは迷うところですが、ちょっと気になるのは大学教員1万2,000円で、講師が5,000円というところで、どうなのでしょう。助手と講師では随分と違うと思うのです。ここの分け方についてはもう一工夫したほうがよいと思いました。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 左側に掲載しているのは札幌市の内部で用いている講師の謝礼基準でして、講師謝礼は幾らが適正かという裏づけがあるものではありません。右側のものをつくる上でこの役職についてはこれが適正だということがあれば、そう修正することができます。

○上田委員 昔、大学の事務局にいたことがあるのですが、助教と助手は任期制がすごく強いのです。講師は、どちらかというところ、准教授に相当する役割を持つことが多いですし、委員会活動などをされることもあるので、おっしゃるとおり、講師は上にしたほうがいいかなと思います。教授だけにして、ほかを一緒にするのも無謀ではあるのですが、教授、准教授、講師を一まとめにしたほうが大学としては落ち着くかなと思います。

○吉岡副委員長 講師を真ん中にして8,000円にするのもいいかと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） 区分については、今、下宮も申し上げましたけれども、札幌市の内部の基準を丸写ししているだけでして、右側の区分はさぼりとほっと基金の独自の基準です。講師を上を持っていく、もう一つつくるということはできますので、いかようにでも、金額を言っていれば、そのようにします。

○倉知委員長 上限だけを書いておけば、もっと下げてもいいわけで、講師だけを上にしておき、違うと思ったら、その団体がそのようにされていいのではないのでしょうか。

○上田委員 大学教員として上限だけ決めてしまうのも一つの手だと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） どちらにしてもよいと思っています。委員長が決めてください。

○倉知委員長 あまり細かくする必要はないですね。

○事務局（川村市民自治推進課長） それでは、大学教員でまとめましょうか。

○倉知委員長 私も学識経験者ですが、専門職によって時給単価は全然違ってまして、これよりもっと高い専門職の方もいれば、もっと低い専門職の方もおります。ですから、左側の表のとおり、上限はこうしておき、下限は団体に任せてはどうでしょうか。

○事務局（川村市民自治推進課長） それでは、大学教員は一まとめにします。

そして、上限にしますか。それとも、事務局提案の金額にしますか。

○土田委員 確かに、中央値としますと、予算は予定より低くなりますよね。それでそのようにしたということだと思うのですが、今、最低賃金も上がってきており、来年も上がったならまた見直すということになりますよね。ですから、上限にしておいたほうがいいのではないかと思います。そして、その配分の仕方は受け取ったほうで裁量を持つと

いうことでどうかなと思いました。

○倉知委員長 からと書いておきましょうか。そうすると、1,000円だってよくなるわけですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） それでは、上限を記載することとしたいと思います。

今の左側の表の右側の数字を掲載して、大学教員は一つの枠にまとめ、1万2,000円が上限と記載するということがよろしいでしょうか。

○上田委員 もう一つ、一番下の段の方はどうやって判断するのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 社会通念上になるかと思えますけれども、一般的には世界的な賞を取っている方、あるいは、皆さんが知っている方に該当するのかなと思えます。ただ、これも上限の目安ですので、実際には審査の中でのその人がこれに判断するかどうかを判断することになるかと思えます。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○千田委員 今の著名である者がふわっとしていて、たくさんもらいたいとなったらここに押し込んで引き上げる可能性もありますので、受賞歴があるとか、何かの第一人者であるとかという例を記載しておくとう分かりやすいかなと思えます。

○事務局（下宮市民活動促進係長） この項目については募集要項にも掲載したいと考えておりますので、受賞歴があるなど、説明書きを加えたいと思えます。

○上田委員 受賞歴だけだと学会受賞歴も入ってしまうので、もう一声欲しいですね。

○事務局（川村市民自治推進課長） その実績が特に評価され著名である者はどういう方をイメージされていますか。

○上田委員 ノーベル賞受賞者と言われたら、分かります。

○倉知委員長 そんな方は5万円ではできませんよ。

○事務局（川村市民自治推進課長） 少し名前が売れている感じですか。それはどうやって表現すればいいですか。

○上田委員 申請書の中で理由を明記することなど、理由書がついていると、ああ、そういうことねということで審査しやすいかなと思えます。

○倉知委員長 著名だったら、金額なんかは定めなくて、理由を書かせたらいいのではないのでしょうか。本当にすごかったらお金を持っているから無料でやったらと思えますよ。ニトリの社長は無料でやってくれますよね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 講師の選定理由については理由書の中に書いてもらっていますし、これは引き続きお願いしたいと思います。

○倉知委員長 その他は何も書かないのですか。これのほうは何も分からないです。

○事務局（川村市民自治推進課長） 今言った理由書で、5万円と設定してきましたら、理由書にこうこうこういうことで設定しているということで対応したいと思います。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 左側の表は誰か講師を呼びたいというとき、事務局が幾らに設定するか、市役所としてどうするかという基準でして、この枠に当てはまらな

い方がその他になります。そのほか、有名人を呼びたいという場合はこれを参照するということです。ですから、その他として具体的なことを想定しているわけではありません。

○倉知委員長 ボランティアや団体の関係者はどうですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） これは、あくまでも講師として呼ぶ方の謝礼基準です。講演会を開くときなどの基準になります。

○倉知委員長 団体やボランティアは別にまた検討しようということですね。

ほかにいかがでしょうか。

○千田委員 ガソリン代についてです。

今の22円は札幌市職員の自家用車の申請のときと同じだということでしたよね。しかし、これについても金額の変動があるかと思うのですが、その見直しのタイミングはどうなっていますか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 市職員の通勤手当の基準が改定になれば、ここが改定される可能性はあるかと思いますが、ここ何十年もありません。国が変えれば、それに連動して変わることがありますけれども、あまり変わる可能性はないと考えております。

○事務局（川村市民自治推進課長） 逆に質問です。

今、基準になる金額がなかったので、市職員の通勤手当で22円と算出しましたけれども、それでは安過ぎだろう、30円のほうがいいだろうというようなお考えはありますか。

○武岡委員 子どもゆめ基金というものがありまして、文部科学省の所管する独立行政法人がやっているものと1キロ当たり25円です。

○千田委員 私が勤めている会社では、半期に一回、見直しのタイミングがあるのですが、何に基づいているかは確認してみないと分かりません。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今回、22円という金額とするに当たって、政令市の福岡市で同じようにキロ当たりの単価で、福岡市でも通勤手当からでした。

なお、福岡市ではキロ当たり20円でした。

○吉岡副委員長 収まりがいいのは札幌市の設定しているものですよ。取りあえず、それでいいのではないかと思いますし、やむを得ないと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） 職員が通勤するのと違うのだ、というような批判ではないですけども、不満があれば、先ほど武岡委員が言われたように、ほかに基金の基準を持ってくることもありだとは思いますが、25円でも構いません。

○事務局（神市民自治推進室長） リットル10キロメートル走るとすれば220円ですよ。1リットル170円くらいで、ガソリン代よりちょっと高い金額なのかなと思います。

ガソリン代を基準にして決めるというのはありかもしれませんが、それでも変わりますよね。ただ、損はしないといえますか、それなりの金額かなとは思っています。

通勤代は車の償却分をどこまで見るかも含めて決めているのかと思います。今回は、あくまでもガソリン代ですので、ちょっと多めなのかなと私は思っています。

○土田委員 原則、公共交通機関としていますよね。確かに、自分の自由かもしれませんが、通勤できる時間帯であり、公共交通機関があって、それを使いなさいとなっているとするならば、その基準に準じたほうがいいのではないかと思いますし、金額は25円でも30円でもいいとは思わないと思います。

札幌市で決めているものがあればそれでよくて、どうしても車で来るとしても、公共交通機関で来てくださいと説明したほうが理由は立つのではないのでしょうか。

○倉知委員長 ひとまず、札幌市の基準に準拠して22円とし、あくまで、原則、公共交通機関ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○武岡委員 先ほどご紹介した子どもゆめ基金の経費の使い方ですと、タクシー代は、原則、認めていません。認める場合は公共交通機関が整っていない場合で、同じだと考えてよろしいでしょうか。

○倉知委員長 理由は書くのでしたか。

○事務局(下宮市民活動促進係長) タクシーやレンタカーなどを使うとき、それこそ、物を運びたいけれども、車がないというとき、旅費の内訳書において選択式で選んでいただくことを考えております。

○倉知委員長 それが認められなければ公共交通機関でなければならないということですか。

○事務局(下宮市民活動促進係長) その理由では認められませんので、これは払えませんといい処理をしたいと思います。

○武岡委員 審査のときに時々あるのが車を出した人に謝金を出しますというものです。それはレンタカーではなく、自家用車で、1日1万円を出すのです。これはちょっと高過ぎないかと考えていました。

なお、子どもゆめ基金ではそれは認めないとしています。車出しへの謝金については認めないということです。

○事務局(下宮市民活動促進係長) 幾らが適正なのか、関係者への謝礼が適正なのかについては、申し訳ありませんが、来年度に検討してもらいたいと思います。どういったものを対象とするのかも含め、お願いいたします。

○武岡委員 先ほど上田委員がおっしゃったことですが、団体の構成員に対して謝金を払うというものがすごく多いのです。中には、申請者が何万円も何十万円も自分で受け取っているものもあって、そういうものはどうかと思います。

子どもゆめ基金に固執するわけではないのですけれども、団体構成員で、当該団体から手当や給料などを受け取っている場合には謝金の支払いは認めないとしています。これはほかの自治体もそうですし、札幌市のさぼーとほっと基金の助成を受けているところで子どもゆめ基金の助成にチャレンジしているところも多いようなので、それも参考にしてい

ただければと思います。

○倉知委員長 それでは、車のこと、団体関係者、ボランティアのことについては次回に検討するということにいたします。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、4の周知についてご質問やご意見はございませんか。

○武岡委員 12月というのは今年のことですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 資料を作成している間に変わってきまして、ずれ込んでしまいます。来年の1月中旬に説明会をしたいということで入れたものです。

○倉知委員長 12月、1月と書いてありますが、この矢印の位置はどうなりますか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） こちらの資料は右側の講師謝礼のところも修正しますし、下のスケジュール表についても修正したいと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） 12月のところはなくなります。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、次回に協議するとしたものはそのようにして、議題1のさぼーとほっと基金の見直しについては皆様のご意見を踏まえた上で事務局の説明のとおりに進めていただくこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 それでは、次をお願いいたします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 資料2の分野指定助成の助成回数制限・令和7年度テーマ指定助成をご覧ください。

令和7年度の募集に向けまして、助成回数の制限の見直しと令和7年度のテーマ指定助成のテーマについて事務局からご説明させていただきます。

まず、資料2-1の分野指定助成の助成回数制限の見直しをご覧ください。

左側の表ですが、現在、令和6年度から、分野指定助成の助成回数については、同一団体、同一事業3回までという事業ごとの制限を設けております。令和5年度までは助成金額の合計が200万円に達するまでという制限を設けておりましたが、助成団体を固定化させず、まちづくり活動を広げ、団体に対して新たな事業展開や資金確保策の検討を促すなどし、団体の財政的な自立を促すことを目的に、事業ごとに助成回数の制限を導入したところです。

しかし、本年度、実際に募集や審査を行った結果、次のようなデメリットがあることが判明しました。

まず、団体に事業改善よりも別事業の企画が意識されてしまっていることです。事務局には既に団体から同一事業でなければ助成を受けられる、別事業なら受けられるということですよねといった問合せが多く寄せられております。制度改正の目的としましては、団

体に対して、事業の改善に取り組み、新たな事業展開につなげ、団体の財政的な自立を目指してもらうことを目指していたところですが、団体が自らの事業をよくしていき、自立を目指すという観点が乏しく、いかに別事業を考えるかが意識されてしまっております。

2点目ですが、市民まちづくり活動が幅広いため、同一事業であるかどうかについてはそれぞれの事業内容により個別判断せざるを得ず、画一的な基準を設け、それに基づいて判断することが困難であるという点があります。同一事業の基準が明らかでないことから、団体は、助成を申請する段階で、どこが同じなら同一事業なのか、どこが違えば別事業なのかを判断することができません。結果として、団体が別事業だと考えて申請したものが審査で同一事業と判断されてしまうことが想定されます。しかし、団体は審査が終わるまでどのように判断されたかが確認できず、事業を計画するのに支障が生じる可能性があります。

3点目ですが、審査についてです。ただいまご説明したように、市民まちづくり活動が幅広いものであることから、同一事業であるかを審査するためには団体ごとに過去の事業との違いがあるかについて一件ずつ確認する必要があります。団体によっては、1年目、2年目が同一事業、3年目に別事業、4年目に再び同一事業といった申請をすることも予想され、毎年、審査で確認すべき負担が増えることにつながってしまい、審査の負担が増え続けることとなります。

そこで、これらのデメリットを解消し、かつ、当初の目的を達成するために新たな案を提案いたします。

右側の見直し案をご覧ください。

助成回数の制限について、団体に着目し、同一団体への助成回数を原則3回までとし、4回目以降については合格基準点を引き上げ、事業効果が高い事業については助成を受けられる道をつくることとしたいと考えております。

この制限では、助成団体を固定化させず、まちづくり活動の裾野を広げることができます。また、同一団体3回までという客観的で分かりやすい基準とし、さらなる事業効果の促進をするため、4回目以降も助成が受けられる仕組みとすることで団体の成長、自立につなげていくことができると考えております。

市民活動団体は、特定の目的や活動内容に特化した団体も多く、別事業の企画となると事業企画が困難な団体もございますが、そのような団体の中にも審査で事業効果が高いと評価されている団体もありますので、この改正によってそうしたよい事業については助成が受け続けられることとなります。

また、今回の助成の回数の制限の見直しと合わせまして、交付基準についても見直しを行いたいと考えております。

表の左下をご覧ください。

現在、審査は、1点から4点までの4段階評価で行っておりまして、スタートアップ助成、分野指定助成、テーマ指定助成、団体指定助成という助成の種類によって審査基準が

少し違ってはいますし、交付となる基準点が異なっております。

例えば、スタートアップ助成では、市民ニーズの適合性、効果性、実現性、発展性の4項目が審査対象で、80点満点の48点以上を交付対象としています。一方、分野指定助成やテーマ指定助成では、市民ニーズの適合性から発展性までの全6項目で審査を行っており、120点満点の60点、つまり5割以上で交付対象としています。60点という点数は上の4段階評価で言うとオール2の点数になります。

また、団体指定助成では、審査項目を4項目としております。しかし、スタートアップ助成とは若干異なっておりまして、先取性や先駆性、発展性が審査項目となっております。

右側の見直し案をご覧ください。

今回の見直しでは、審査を5段階評価に変えた上で、どの助成であっても同じ6項目、今の分野指定助成、テーマ指定助成と同じ項目で審査を行うことにしたいと考えております。また、交付基準については、5段階評価とすることで150点満点となりまして、90点以上を交付対象としたいと考えております。これはオール3の場合で、6割の点数になります。

今回、助成の回数を見直しを行う分野指定助成については、4回目以降の助成は交付基準点を120点以上、つまり8割以上の得点が必要としたいと考えております。

このように審査基準を統一することで市民活動団体に事業を考えるときに意識してほしいポイントを共通して示すことができると考えております。また、審査に当たっては、スタートアップ助成では、スタート期である団体であること、分野指定助成やテーマ指定助成など、それぞれのステージに応じた審査をしていただきたいと考えております。

最後に、審査結果の通知を変更したいと考えております。

これまでは、審査結果の点数については不交付決定、つまり助成が受けられない団体に対してのみ通知しておりましたが、今後は交付対象となった団体にも点数を通知したいと考えております。交付対象となった団体も自らの事業の客観的な評価を知ることができ、成長を促すことができると考えております。

助成回数の制限見直しについては以上となります。

続いて、資料2-2のテーマ指定助成についてご覧ください。

令和6年度からテーマ指定助成のテーマについては第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンのまちづくりの重要概念であるウェルネス、ユニバーサル、スマートの三つをテーマとしております。表の右側には札幌市まちづくり活動促進基本計画と札幌市自治基本条例、まちづくり戦略ビジョンや他の計画等との関連を図示しておりますので、ご覧ください。

札幌市まちづくり戦略ビジョンとは、札幌市を取り巻く社会情勢の大きな変化に対応するための新たな計画の指針として、札幌市の計画の最上位に位置づけられる総合計画に当たります。こちらは、市の目指すべき姿を描いたビジョン編と主に行政が優先的、集中的に実施することを記載した戦略編とで構成されており、三つのテーマについてはビジョン

編のまちづくりの重要概念と一致しております。

それでは、三つのテーマについて表をご覧ください。

今年度は、ウェルネスをテーマに助成を行っております。交付を決定した団体事業については中段の表をご覧いただきたいのですが、今年度は18件の応募の中から8件を決定し、1,400万円の助成を行っております。

続きまして、三つのテーマのうちのユニバーサルについてです。

こちらは、誰もが互いのその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現を目指すもので、具体的な事業例としては、心のバリアフリーの浸透のための啓発の事業、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに応じたサービス、バリアフリー情報の発信などがありまして、令和7年度はユニバーサルをテーマに設定したいと考えております。

三つ目は、スマートです。こちらは、先端技術などにより快適に暮らし、新たな価値の創出に挑戦できる社会の実現を目指しているものです。

テーマ設定については、昨年度の会議の議論の中で同じ年度に二つのテーマを募集するといった案もございましたが、今年度の応募状況等を考慮し、一つのテーマとしまして、ユニバーサルについて募集を行いたいと考えております。

また、札幌市では、現在、共生社会の実現に向けた基本理念をつくり上げ、市民、事業者、行政が一体となって取組を進めていくことなどを目的として、条例の制定に向けた検討を行うなど、共生社会の実現に向けた取組を進めておりますので、令和7年度のテーマとして設定するのがよいと考えております。

ここで訂正がございます。

表の令和7年度のテーマはウェルネスと誤記しております。こちらはユニバーサルの誤りとなります。

最後に、テーマ指定助成の事業報告についてです。

広く市民や団体にテーマ指定助成の事業効果を周知するため、事業内容等についてはホームページなどで掲載したいと考えております。また、令和8年度以降のテーマについては令和7年度までのテーマ指定助成の実施状況を見た上で改めて検討することにしたいと考えております。

○倉知委員長 それでは、分野指定助成の助成回数制限の見直し、令和7年度テーマ指定助成に関し、まず、資料2-1の分野指定助成の助成回数制限の見直しについてご質問やご意見はございませんか。

○上田委員 見直し案には基本的に賛成です。しかし、一つ危惧しているのは助成回数についてです。同一団体3回までの同一団体とは名称だけが同じところを言っているのでしょうか。代表者が手を変え品を変え名称を変えてくると、同一団体なのか異なる団体なのか、この判断がしにくいものがあるなと思っております。

それから、5段階評価とすることについてです。今までの4点よりもいいなと思っておりますが、応募者の内容によっては、「劣る」以下の対象外と思うときもありまして、

0点をつけられるといいなと思っております。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 同一団体については、実質的に同一だと判断される場合はこれまでの回数を引き継ぐという規定がありますので、もし名前を変えて申請してきたとしても、審査の中でここはかつての団体と同じではないかとなれば対象外とします。

また、点数は1点が最低ですので、全然駄目だったら1点にしていただければ助成対象外になります。

○事務局（川村市民自治推進課長） 6段階にして0点もつくったほうがいいですか。

○上田委員 私としては0点が欲しいです。

○倉知委員長 そもそも、対象外になったら点数もつけないで、採点すらしないという感じになってしまうかと思います。その項目に0点があつて、もらえないなら、あまり意味がないかなと思いますが、どう思われますか。

○武岡委員 私も0点が欲しいなとずっと感じておりました。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 事務局の集計の関係で0点とすると難しいのです。1から6の6段階は可能かもしれませんが、もし6段階にするとしても1点から6点だとありがたいです。

○倉知委員長 それは何か嫌ですね。

○武岡委員 ずっと、「認められない」という評価でなぜ1点入るのかと思っていたのです。でも、技術的に難しいのであれば、しょうがないのかなと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） それはそうなのですが、今回は「劣る」なのですよね。

○上田委員 もしくはという言葉をつけ足すのはどうですか。

○倉知委員長 四つくらい項目がある中で1点のものもあれば0点のものもあつて、そういう場合は全部が0点になるということですか。

○上田委員 例えば、市民ニーズの適合性が全くないよねというものです。自分たちにとっては効果や実現可能性があるかもしれないと思っているということはあるかなと思いました。

○千田委員 普通はなくてもよくて、1点は認められない、2点は劣る、3点はやや劣る、ではどうですか。

○上田委員 賛成です。

○事務局（川村市民自治推進課長） そうすると、オール3点のやや劣っていても交付決定になってしまいますね。僕は審査委員ではありませんが、聞いていますと、1点をつける事業というのは、この項目だけ1点がつくというより、大体の項目で1点がつくように思います。

○倉知委員長 0点だけれども、便宜上、1点という感じなのですよね。

○事務局（川村市民自治推進課長） そうです。どこかに5点をつくけれども、5点、1点、5点、1点というような事業は多分ないと思うのです。落ちるところは、感覚的に1

点、2点、1点、2点などではないですか。

○吉岡副委員長 点数を入れると思わなければいいのではないですか。劣るを1という数字で表現するという事です。1点を加えたということではなく、1で表現しているという捉えであれば0に等しいですよ。

○事務局（川村市民自治推進課長） そうですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 学校の通知箋と同じく、どんな形でも1がつくということを考えていただければいいかと思えます。

○倉知委員長 今のことはそれでよろしいですか。

（「意義なし」と発言する者あり）

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○吉岡副委員長 4回目以降は合格基準点を引き上げて、120点以上で、オール4なら交付決定となっていますが、それは現在の6項目ですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 現在の分野指定助成、テーマ指定助成で使っている市民ニーズの適合性から発展性までの6項目です。

○吉岡副委員長 そうすると、長くなっているものに先取性や先駆性はつけられなくなるのではないですか。発展性はあるかもしれませんが、そこで4点を取るの難しいのかなと思いましたが、なかなか厳しいのではないかという印象を持ったのですが、大丈夫ですか。でも、長くやったほうがいいものがありますよね。それでオール4を取れますか。

○事務局（川村市民自治推進課長） 先取性や先駆性が3でもいけます。

また、さすがにどんなによくても何十年も同じことをやるというのはないといえますか、ある程度の年月が過ぎれば、これはもう先取性や先駆性もなければ発展性もないよねという感じになると思うのです。ですから、そういう感じで淘汰されるではないですけども、自然と落ちていくのではないかなと思うのです。

○吉岡副委員長 私の観点は、淘汰ではなく、長く続けたほうがいだろう、続けてほしいと思うものでオール4の120点以上を取れるのかを心配したのです。同じようなものですばらしいものを続けていく中でも一工夫があったら加点になるということであればオール4の120点以上でもいいということです。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 昨年度の見直しの発端が同じ団体が同じ事業を続けているのに助成金をずっと出し続けるのはいかなものか、団体自らで事業をどんどんよくして行ってほしいという観点から始まったのです。そして、最終的には、さぼりとほっと基金に頼らず、自分たちで寄附を集めて活動できる団体を目指してほしいということもありますので、もし本当に長く続けることが必要で、いいものであれば自らお金を集められるような努力をしていただく方向に誘導したいと考えております。

○倉知委員長 私の意見です。

今、審査部会の皆さんの点数づけが非常に厳しいので、120点以上はほぼ行きません。4回目以降は3.5で、105点で75%です。4回目は105点で、5回目で120点

にしても微妙な気がしています。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 令和5年度だと、67団体からの応募があつて64団体が交付対象になっています。そして、8割以上が10団体ありました。今年度は、73団体が前期に応募をしてきており、59団体が交付決定になっていますが、そのうち、3団体が4回目以上の8割以上でした。この3団体はどなたが見てもいい事業だろうと判断されるものだったのではないかと思います。

ただ、この場でもって基準を引き下げたほうがということであってもいいです。

○上田委員 今は分野指定助成とテーマ指定助成の話ですよ。ですから、もしいい団体であつて、でも、4回目以降は難しいと思ったら団体指定の助成に変えてはどうかというアドバイスをするということもあり得ますか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今回の見直しは分野指定助成だけとなりまして、テーマ指定助成は同一テーマについて一度助成を受けたら二度と受けられません。

また、今、上田委員がおっしゃつたとおり、分野指定助成を何回か受けたいい団体は団体指定助成を目指していただくことになりまして、そのマッチングについては来年度の議題させていただきたいと考えております。

○倉知委員長 分野指定助成を受けたいい団体が団体指定助成を受けるという道がちゃんと開かれているので120点以上とするのもいいですし、その流れをしっかりとしてほしいなと思ひました。

○事務局（神市民自治推進室長） 120点はハードルがちょっと高いのではないかという話がありましたけれども、まずは、審査をしていただいて、点数をつけて、もし120点に行かなくても、残してあげようとなつたとき、そこで点数を上げてあげればいいのかと思うのです。その余地はあります。

ですから、審査で熱意を感じて、1回目の集計で120点に行っていないときは調整するということもできますので、あえてハードルを下げずにこのくらいにしておいて、委員の中での審議の中で考えればよいかと思います。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○武岡委員 助成回数についてです。

かつては200万円までで、団体はそこをすごく気にして申請されていたと思います。同一事業3回までとなつたとき、ほつとしたのではないかと思うのです。同じ事業は3回までだけれども、別の事業であれば受けられるのだということと問合せをされてきたと理解したのです。それを見直し、同一団体3回までとなりますと、前に戻るような印象を受けました。金額ではなく、同一のものであろうとなかろうと3回までだとなるので、団体としては厳しくなるときと受け止めますよね。

その上でちょっと気になつたのは3回目までの起算をいつとするのかです。同一団体3回までは今年度からなのか、来年度からなのかが気になりました。

また、上田委員もおっしゃつたとおり、同一団体3回までとなりましたら、同じ人が違

う団体として現れるということが既にあるので、別の団体ですと装うことが横行するのが非常に心配です。

取りあえず、起算はいつなのかが知りたいです。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 起算は令和7年度からです。そして、9年度までとなります。

○武岡委員 令和6年度にやり方を変えて、翌年度にまた変えるのかという印象を受けます。たった1年で変えるのかという印象を持つかなと思いますので、よくよく考えてやったほうがいいような気がします。

また、団体指定助成については、今までだったら80点満点の40点以上の5割を取ればよかったものが、6割ということでハードルが上がるのですよね。団体指定助成は採択率が非常に高いですし、思うところもあったので、これは非常にいいことだと一言申し上げておきます。

○事務局（川村市民自治推進課長） 同一団体についてです。

3年間、Aという団体名でやっていた、4年目からBという団体で申請しますということがあったとしても、Bが1年以上の活動実績がないと、さぼりとほっと基金への登録団体として登録できないので、空白の1年が生まれるといいますか、AとBが別なのであれば、ダブらせて活動するという細工が必要になります。団体名を変えるにしてもそうなりますので、ある程度は抑制ができるのかなと思います。

○事務局（下宮市民活動促進係長） あとは、助成金が欲しいがために団体名を変える団体が果たしてそこまで多いかということもあります。長年活動していらっしゃる団体もいらっしゃるにしまして、このためにそれまでの名前を捨て去って別な名前の団体を立ち上げますということを考えるような団体は多くないのかなと思います。

○上田委員 複数の団体を持っていらっしゃる代表者の方がいて、こちらで申請し、次はこちらで申請し、その間にこちらの謝金をこちらの同じ人にあげてということもあって、そのお金の使い方はどうなのと思いつつながら審査で落としているところも現状はあるのです。立ち上げるのではなく、もう複数の団体を持っていて、工夫して申請してきているということです。

○事務局（川村市民自治推進課長） 審査で同じ人が出てくるという現象のことだと思うのです。ただ、一応は別の事業をやっている別団体ということで我々としても登録団体として認めていますので、それは同じでしょうとは言えないかなと思いますし、もし同じ団体なのであれば、さぼりとほっと基金の登録団体として認めませんという入り口の話になってしまうのですね。

ですから、審査のときに判断するのではなく、登録をしてもらう時点で同じか別かという判断になるかと思います。

○事務局（下宮市民活動促進係長） あくまでも事業ごとの審査になりますので、仮に同じ人が別団体で事業をやっていたとしても、その事業が素晴らしいものであれば、まちづ

くり活動としてやっていただき、広がっていくという考え方もあるかと思います。ですから、それぞれの事業でいいかどうかを判断していただければと思います。代表だけを替えて別団体ですというものより審査がしやすくなるかと思います。

○事務局（神市民自治推進室長） また、起算は令和7年度ということについてです。

令和6年度に変えたので、同一団体、同一事業3回としましたが、令和7年度から見直しをする理由をしっかりと説明したいと思えますし、4回目という道もつくりますので、今までのものをご破算にして令和7年度からはどうなのかな、令和6年度から起算してもよいと考えていますが、どうですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 令和6年度ですぐに制度が変わることによって団体側で混乱が生じるかもしれないということがありましたので、1年先延ばしにして令和7年度の起算とすることで考えました。ただ、令和6年度にしたほうがいいのではないかとということであれば、そうすることも可能です。

○事務局（川村市民自治推進課長） あわせて、武岡委員がおっしゃった変えるのかということについてです。同一事業3回までを団体に1年で変えるのかについても併せてご議論をいただければと思います。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今年度に始めた同一事業3回目を、来年度から見直しをしようと考えたのは、次年度の募集を始めるとき、次回の審査において、これは同一事業なのか、別事業なのかを判断しなければなりません。しかし、判断基準を明確に定めることが極めて難しいと考え、別のもの考えたところです。

活動の内容が特定の助成制度で、この活動について助成しますというものであれば基準を定めやすいのですが、今のさぽーとほっと基金では、ある団体では演劇をします、ある団体は講演をします、ある団体は複数のイベントを組み合わせで行っているというところもありまして、どこが変われば別なのか、同一なのかを示すことが難しいですし、団体としても判断が厳しいのかなと思いましたので、分かりやすい基準にしたいということです。ただ、それを先延ばしにするのではなく、なるべく早いうちに変えたほうがいいのではないかとということで、1年しかやっていないのですが、今回、このように考えたということです。

○武岡委員 私の印象ですが、令和6年度から変えた同一団体、同一事業3回よりも見直し案の同一団体3回までのほうが厳しいと思うのです。令和6年度から今やっているものより厳しくなるわけですが、起算点を変えずにそうやろうとすると団体側から不満が出ませんか。

神室長が令和6年度からでもいいというようなことをおっしゃったので、もしそうするとしたらということです。

○事務局（神市民自治推進室長） 僕は緩くなったかなと思っているのですけれども、どうですか。別に令和6年度でも7年度でもそんなにこだわりがなく、混乱なくできるのであれば7年度でもいいです。

ただ、見直し案ではこれでやりたいという思いがあり、それをいつからやるかという話で、見直し案で進めていきたいということがメインです。

○倉知委員長 いつからがいいと思いますか。令和6年度からのほうがいいのかと思いますか。7年度からのほうがいいのかと思いますか。

○上田委員 これは、同一団体3回までという文言を使うことによって同一事業とすることによって生じる混乱を避けたいということですか。同一団体、同一事業3回までというものを継続できない理由は、同一事業という言葉を使うと応募者が混乱する、それを避けるために同一団体3回までとしたいということが見直しの目的だと理解したのですが、それでよろしいですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） まさにそのとおりで、同一事業という言葉が曖昧で定義がしづらいということがあります。また、団体にもっと成長して行ってほしいという目的であったのに、このままだとほかの企画さえすればいいのではありませんかと捉えられてしまっているのも、もともとの思いと違う方向性になっているという点で新しい案を考えた、団体にあと3回しかないのだなという危機感を持って事業を改善してほしいということです。

○上田委員 根本的な考え方は現在のものと変わらないという理解でいいですか。もし変わらないのだったら令和6年度からでもいいと思うのです。その代わりに、丁寧に説明する必要があります。でも、変わるというのだったら、現段階でも私も理解できていないので、説明が必要かなと思いました。

○事務局（川村市民自治推進課長） 基本的に3回のチャンスがあるというのは変わりません。ただ、それを事業としていたら、この事業は令和6年度の事業と令和7年度の事業は同じなのかどうかという判断を7年度にしなければならないといえますか、これは2回目ですと審査する側が言い切らなければならないのです。でも、そういう判断は難しいので、同一団体と表現したいということです。

○事務局（神市民自治推進室長） どうして、昨年度に同一団体、同一事業3回までとしたかです。

もともと、さぼーとほっと基金は、団体に力をつけてもらって、3回助成している間に自立してほしいという思いで枠をつくったのです。その中で、もっと高いステージで成長したいのだという明らかな見直しをして、そちらのステージに進むのであれば、それは拾ってあげてもいいのではないかということから同一事業という書き方をしたのです。しかし、その思いが伝わらず、ちょっとだけ事業内容を変えて、違う事業です、いいですよという団体が出てきてしまった。そうならないように、考え方を修正したいということだと私は理解しています。

○上田委員 その理解でいくと、武岡委員の言う厳しくなるということが理解できないのです。基本、同じなのかなと思ったので、その説明をしていただけますか。

○武岡委員 現在の同一団体、同一事業3回までだったら、同一の事業でなければ助成を

また受けられるのですよね。今は、同一団体が同一事業で3回受けました、でも、別の事業としたら、その団体としては引き続き助成を受けられるのですよね。でも、この見直し案だと、同一団体3回で終わりですから、厳しくなると私は思ったのですが、どうでしょうか。

○上田委員 どういう内容であろうが、3回になると聞こえるということですよ。

○武岡委員 聞こえるといえますか、そうではないのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 8割以上の点数が取れるような選ばれし事業ではないと4回目以降の道はありません。手を変え品を変え、別事業ですというような申請はできなくなります。あくまでも点数を伸ばしていき、成長した団体には道が残っているということです。

ですから、武岡委員がおっしゃるような厳しい面はあるかと思しますので、不利益になるということであれば、令和7年度に団体に丁寧に説明し、起算は令和7年度とし、9年度までの原則3回ですと周知したいと考えております。

○繁富委員 いただいている側ですが、さぼりとほっと基金については活動に対してお金をもらえるというイメージだったのです。でも、4回目以降は自分たちで運営していく、自走していくということが目的だということがそもそも団体に知られていないがためにこういうことが起こっているような気がしました。

ですから、さぼりとほっと基金は、スタートアップや初めの3年間が大変だから、そこを応援するものであって、その後は自分たちで団体指定の助成を取ってもらうということをお願いしたいということを最初に説明していただくと、団体にもちゃんと伝わるのかなと思いました。

○事務局（川村市民自治推進課長） 説明の仕方は考えたいと思います。

確かに厳しくなる面はあるかと思えます。事業を変えれば同じ団体でもまた続けていけるということがなくなるので、武岡委員が言うように厳しくなります。でも、緩くなる面では、同じ事業だったら3回までしかできなかったのですけれども、同じ事業でもすごくよいものであれば4回目以降もずっと助成されます。ですから、団体としては、事業を変えなくても、質を上げれば受け続けられる道は残っているので、厳しくなる面と緩くなるという表現ではないですけれども、そうした両面があるのかなと思っております。

○倉知委員長 起算についてはどうですか。

○上田委員 説明をちゃんとしていただくことによって誤解は減りますし、この問題点と今回のメリットをちゃんと伝えていただきたいと思います。そして、令和7年度からのほうがいいように思います。

○倉知委員長 ほかの方はどう思いますか。令和7年度からのほうがいいと思われる方は挙手をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○倉知委員長 それでは、そのようにお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 次に、資料2-2の令和7年度テーマ指定助成についてご質問やご意見がある方はいらっしゃいませんか。

○武岡委員 令和7年度はユニバーサル一本で行くということでした。たしか、この会議の場では、初年度はウェルネス一本で、その後は二つのテーマで交互にやっていくという話でしたよね。ですから、ウェルネスとユニバーサルですか。2年ずつで移動させていくということが私の記憶にあるのです。これは市民活動団体にそのように伝わっていないのですか。もし伝わっている中、ユニバーサル一本で行くとすると、聞いていた話と違うと言われるのではないのでしょうか。

また、令和8年度以降のテーマについてはまた検討するとあります。令和6年度はウェルネス一本、令和7年度はユニバーサル一本とするのであれば、令和8年度はスマート一本で行くとあらかじめしておいたらよいのではないかと思います。

○事務局(下宮市民活動促進係長) まず、2本立てでいくかどうかについては公式に団体に通知しているわけではなく、この会議内でのことだけで、今回の募集で次年度はこうだということは周知しておりません。

また、令和8年度のテーマについて、順当に行けばスマートだろうということですが、先端技術などにより快適な価値の創造に努めるということで、このテーマに合致する団体がなかなかないのではないかとということもあり、7年度の募集状況を見て、8年度はどうかを考えたほうがいいのかと判断し、このようにさせていただきました。

○武岡委員 令和6年度の応募状況を勘案しというのは具体的にどういうことなのですか。たくさんのお応募があったのですか。

○事務局(下宮市民活動促進係長) 想定よりもたくさんのお応募があり、それら団体が後期にも応募してきたという状態になっています。そんな中、2本にすると、その傾向がより強まるだろうと考えられます。つまり、たくさん応募してきて、半分以上が落ちて、そこが後期に応募してくることになってしまうので、一つのテーマに絞って、寄附金を出したいと考えているということです。

○倉知委員長 並行させるのか、1年に一つずつにするかですが、どうですか。

○千田委員 おっしゃるように、スマートは専門性がすごく高いですし、ウェルネスとユニバーサルはふだんから取り組まれている得意な団体がたくさんあるかと思います。それに、スマート一本で行くと今までのように集まるかは心配ですので、スマートは常時入れて同時進行にして、今年度はウェルネスとスマート、次年度はユニバーサルとスマートとして、一定の枠をつくり、いいアイデアやいい取組がある団体が応募できる枠を常に設定しておいたほうがいいのかと思います。スマートをテーマにし、1年でどんとやると集まりにくいと思うのですが、いかがですか。

○事務局(神市民自治推進室長) 例えば、今年度はユニバーサルで、来年度はウェルネ

スに戻して、ウェルネスとスマート、次はウェルネスとスマートという感じですか。

○千田委員 ウェルネスとユニバーサル、スマートでは応募件数が釣り合うとは思えないので、スマートは重ねておいたほうがいいといいますか、来年度にスマートになるかも分からないという状態だと、スマートでチャレンジしたいと思っている団体がいつまでも申請できないのかなと思います。

○事務局（川村市民自治推進課長） スマートが本当に少ないのかも分からないのです。デジタルや技術の定義もすごく詳細に決まっているわけではないので、これはスマートなのだと言ってくる団体もある程度あるのかなと思うところもあります。

もし令和8年度にスマートでやって、全然応募がなかったら、スマートはダブらせて、そんなに来ないから、事務的にもそんなに手間にならないかなと思います。ですから、一つずつやってみて、スマートで1件や2件しか来ないと分かったら、千田委員のご提案でもいいのかと思うのです。

○事務局（神市民自治推進室長） それは令和8年度のことですか。

○事務局（川村市民自治推進課長） そうです。令和8年度にスマートでやってみるのも手だと思っているということです。

○千田委員 そういうお考えでしたら、令和8年度はスマートに確定して進めたらいいと思います。

○上田委員 私は、スマートはあくまでもツールの話なのかなと思っています。まち起こしの目的とはちょっと違うのではないかなという気がします。まちづくり戦略ビジョンのほうに違和感があって、それと一緒にしているから混乱が生じているのかなと思うのです。スマートとウェルネス、スマートとユニバーサルとするほうがまだしっくりきます。

加えて、スマートというテーマとしたとき、これまでも幾つかあったのですが、ホームページをつくる、動画をつくる、ユーチューブ動画をつくる、そのためのサーバーが欲しい、そのデザイナーのためのお金が欲しいというものがあり、それは違うだろうという思いがあったのです。

確かに、結果としてまちづくりに貢献するかもしれませんが、それが札幌市民のニーズに答えているのかというと、ユーチューブは見る人しか見ませんし、事によっては本当に必要としている市民に届かないという状況も出てくるかもしれません。ですから、スマートだけで出すと、デジタル化をするための経費の申請みたいになってしまい、さぼ一とほっと基金の目的と違ってくるような気がします。

例えば、ユニバーサルのことで公開講座をやる、そのときにスマートを意識し、動画配信やZ o o m配信をしますということであれば、まちづくりにつながるなという思いがありますので、ウェルネスとユニバーサルを交互にして、スマートについては加点されるのか、もしくは、評価を高くするというプラスアルファにするほうがいいかなと思いました。

○土田委員 私もそれに賛成です。

二つぐらいのテーマを連動させてみたらどうかという案もありましたよね。前のいきさ

つからしてもそうだと思います。動画配信などが出てくると思いますし、これがスマートだとして件数は結構出てくると思いますよ。でも、二つずつやるということであれば意外とうまくいくのかなという感じがするのです。

ここで決定しなくても、次に考えると言っているのですから、様子を見て、スマートはこういうもので規定しましょうということであれば、次回にそう決定してもいいのではないかと思います。

先ほどの千田委員の意見で決定だというのではなく、時間的余裕を持たせたほうがいいのかと思います。

○吉岡副委員長 スマートやユニバーサルやウェルネスはまちづくり戦略ビジョンで出てきた考え方ですね。私はこの審議会の委員でしたので、経過が分かるのですけれども、札幌市のまちをつくる上で、除雪などについて、先端技術を用いて効率よくやっていこうということも含めてのものでして、私はスマートだけでやったらいいかと思います。

なぜかといいますと、これをテーマに、大学生や子どもなどがアイデアを出して、こういうものを使って新しい考え方で先端技術を使って何かを快適にできるのではないかと、いうものが出てくるかもしれませんし、これをベースに呼びかけるという作戦を考えたら新しいものが出てくるかもしれないという期待もあります。

合わせ技にすると親しみのある人は応募しやすいかもしれませんが、あえてスマートだけにして、大学生などの若い人に声をかけてみるのもチャレンジングかなと思いました。

○下山委員 今、吉岡副委員長がおっしゃったように、最近、時代の流れが進んでいて、パソコンについていけないという感じです。時代は進んでおりまして、そこに若者に入ってきてほしいと思っております。

ウェルネス、ユニバーサル、スマートの三つがありますよね。ウェルネスは、ウォーキングなど、従来やってきたものですが、スマートは若い世代の方に入ってきてもらい、私たちが学ばせていただく機会にもなるかと思っておりますので、スマートは一つの項目として力を入れてもらいたいと感じております。

○事務局（神市民自治推進室長） ウェルネスは裾野が広がったので、たくさん来ました。ユニバーサルはハードルがちょっと高くなり、どれだけ来るのかなと思っていました。それでもやってみたいということとで令和7年度のテーマにしました。そして、事務局としては、令和8年度にはスマートと書きたかったのですが、本当に来るのかなという疑問があったので、あえて書かなかったのです。でも、スマートでやるべきだとなれば、その選択もある。それはこれから決めればいいのかという話です。

ただ、まずはユニバーサルでやって、令和8年度はどうしようかというのは、今日の議論も含め、これからもう一度議論したいと思っております。

○倉知委員長 令和7年度はユニバーサル一つで進めていく方向でいいですか。そして、令和8年度以降は次回に検討していくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 次に、議題2に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(下宮市民活動促進係長) 資料3をご覧ください。

第4期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の進捗状況についてです。

第4期基本計画については、昨年度に促進テーブルの皆様から答申をいただいて策定したもので、令和6年度から令和10年度が計画期間となっております。今年度は計画期間の初年度であり、成果指標の取組結果が出ていないものもありますので、主な事業のみ掲載させていただいております。

五つの基本目標を掲げており、それぞれの目標に沿って主な事業を掲載しております。

詳細については資料をご覧くださいと思います。

○倉知委員長 ただいまの説明についてご質問やご意見がある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 それでは、事務局の説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 本日の議事は以上になりますが、委員の皆様から何かありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 ないようですので、議事を終了いたします。

3. 連絡事項

○倉知委員長 続いて、連絡事項についてです。

事務局から何か説明等はありませんか。

○事務局(下宮市民活動促進係長) 今回で今年度の本部委員会は終了となります。皆様、ありがとうございました。

次年度の検討としておりました事項については令和7年度に改めて皆様に協議していただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

本部委員会は今回で最後となりますが、審査部会の皆様には引き続きご審査をお願いすることとなりますので、前期公募のスケジュールについてお知らせをさせていただきます。

今回の見直し内容を踏まえまして、令和7年度の事業募集を行ってまいります。募集期間は1月中旬から2月中旬を予定しており、募集に先駆けて1月17日に説明会を開催したいと考えております。また、皆様には先日にメールをお送りしましたが、公開プレゼンテーション審査は4月12日土曜日を予定しております。今回から助成額が一定額以下の申請については書類審査も行っていただくこととなりますが、こちらについては後ほど改めて連絡させていただきます。

○倉知委員長 事務局の連絡事項に質問等のある方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

4. 閉 会

○倉知委員長 それでは、以上をもちまして令和6年度市民まちづくり活動促進テーブル第4回本部委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上